

平成27年度における中国地区の下請法の運用状況等について

平成28年6月16日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,860名（製造委託等^(注1)1,349名、役務委託等^(注2)511名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者9,550名（製造委託等7,087名、役務委託等2,463名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	中国	全国	中国
平成27年度		39,101	1,860	214,000	9,550
	製造委託等	26,559	1,349	151,499	7,087
	役務委託等	12,542	511	62,501	2,463
平成26年度		38,982	1,846	213,690	9,000
	製造委託等	25,935	1,302	152,504	6,610
	役務委託等	13,047	544	61,186	2,390
平成25年度		38,974	1,796	214,044	8,840
	製造委託等	26,217	1,331	148,332	6,547
	役務委託等	12,757	465	65,712	2,293

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は387件（製造委託等274件、役務委託等113件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが381件（製造委託等269件、役務委託等112件）、下請事業者等からの申告によるものが6件（製造委託等5件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は391件（製造委託等278件、役務委託等113件）であり、このうち364件（製造委託等256件、役務委託等108件）について指導を

行った。主な指導事件の概要は別紙1のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数				処理件数					
		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措置			不問	計	
						勧告 ^(注)	指導	小計			
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271	
	中国	381	6	0	387	0	364	364	27	391	
	製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
		中国	269	5	0	274	0	256	256	22	278
	役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
		中国	112	1	0	113	0	108	108	5	113
	平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
		中国	390	5	0	395	1	362	363	26	389
製造委託等		全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		中国	292	4	0	296	1	271	272	22	294
役務委託等		全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		中国	98	1	0	99	0	91	91	4	95
平成25年度		全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
		中国	358	6	0	364	0	346	346	27	373
	製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
		中国	248	4	0	252	0	240	240	20	260
	役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
		中国	110	2	0	112	0	106	106	7	113

(注) 指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

ウ 管内の措置件数

管内を含む全国の都道府県ごとの措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）の内訳は別紙2のとおりである。

管内の措置件数364件の県ごとの内訳は広島県138件、岡山県110件、山口県51件、島根県34件、鳥取県31件となっている。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で604件となっており、このうち、製造委託等に係るものが436件、役務委託等に係るものが168件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は

327 件（類型別件数の延べ合計の 54.1%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 237 件、役務委託等に係るものは 90 件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第 4 条違反）は 277 件（類型別件数の延べ合計の 45.9%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 166 件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 59.9%）、②買ったたきが 44 件（同 15.9%）、③下請代金の減額が 29 件（同 10.5%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は 199 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 108 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 54.3%）、②買ったたきが 38 件（同 19.1%）、③下請代金の減額が 19 件（同 9.5%）等となっている。

(4) 役務委託等に係る実体規定違反は 78 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 58 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 74.4%）、②下請代金の減額が 10 件（同 12.8%）、③買ったたきが 6 件（同 7.7%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反													合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計			
平成 27 年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	中国	297	30	327	3	166	29	0	44	8	2	12	13	0	0	277	604	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		中国	214	23	237	2	108	19	0	38	7	2	11	12	0	0	199	436
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		中国	83	7	90	1	58	10	0	6	1	0	1	1	0	0	78	168
平成 26 年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	中国	270	39	309	0	160	18	1	50	2	1	11	8	0	0	251	560	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		中国	209	29	238	0	109	13	1	39	2	1	10	7	0	0	182	420
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		中国	61	10	71	0	51	5	0	11	0	0	1	1	0	0	69	140
平成 25 年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	中国	297	53	350	3	102	20	0	4	4	1	18	4	3	0	159	509	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		中国	210	30	240	1	68	16	0	3	2	1	17	4	2	0	114	354
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		中国	87	23	110	2	34	4	0	1	2	0	1	0	1	0	45	155

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成 27 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 26 名から、下請

事業者289名に対し、総額609万円の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 243 名に対し、210 万円の減額分を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成27年度	全国	93名	4,405名	7億7050万円
	中国	16名	243名	210万円
平成26年度	全国	108名	2,253名	4億499万円
	中国	10名	255名	421万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	中国	15名	348名	4373万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 46 名に対し、398 万円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成27年度	全国	124名	2,857名	3億2691万円
	中国	10名	46名	398万円
平成26年度	全国	91名	1,783名	6299万円
	中国	3名	13名	170万円
平成25年度	全国	110名	1,765名	1億1107万円
	中国	4名	27名	220万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成27年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 「下請法基礎講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な内容の説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成27年度においては、当該講習会を5県5会場で実施した。

(2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中国支所では、中国経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。

平成27年度においては、当該講習会を5県6会場（うち公正取引委員会主催分は2県3会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

中国支所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成27年度においては、169件（下請法に係る相談151件、優越的地位の濫用規制に係る相談18件）に対応した。

(2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとした中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成27年度においては、当該移動相談会を4回実施した。

3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成28年3月末時点における中国支所管内の下請取引等改善協力委員は14名）。

平成27年度においては、7月から8月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成 27 年度における主な指導事件

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

- Z社から金属製品の製造を委託され、当該製品の加工を下請事業者に委託しているA社は、Z社から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① 肥料の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月 20 日納品締切、翌月 25 日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の支払遅延については、最長 5 日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 船舶への荷物の積込みを下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月 10 日支払」の支払制度を採っているため、一部の役務の支払遅延については、最長 14 日の支払遅延が生じることとなった。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 生産用機械器具の部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、「割引利息」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 全体の施術を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、「キャンペーン期間施術負担」として、一定額を下請代金の額から減じていた。

4 買ったとき（第 4 条第 1 項第 5 号）

- ゴム製品の製造に係る金型の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第 4 条第 2 項第 1 号）

- 測定機器の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付（第 4 条第 2 項第 2 号）

- 木材合板の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

7 不当な経済上の利益の提供要請（第 4 条第 2 項第 3 号）

- がん具の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該がん具の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該がん具の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

措置件数（5,984件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地区	都道府県	件数	割合
北海道地区	北海道	184	(3.1)
東北地区	青森県	39	(0.7)
	岩手県	49	(0.8)
	宮城県	68	(1.1)
	秋田県	29	(0.5)
	山形県	59	(1.0)
	福島県	59	(1.0)
東北地区計		303	(5.1)
関東甲信越地区	茨城県	60	(1.0)
	栃木県	58	(1.0)
	群馬県	69	(1.2)
	埼玉県	160	(2.7)
	千葉県	107	(1.8)
	東京都	1,800	(30.1)
	神奈川県	264	(4.4)
	新潟県	98	(1.6)
	山梨県	29	(0.5)
	長野県	85	(1.4)
関東甲信越地区計		2,730	(45.6)
中部地区	富山県	45	(0.8)
	石川県	59	(1.0)
	岐阜県	78	(1.3)
	静岡県	126	(2.1)
	愛知県	291	(4.9)
	三重県	47	(0.8)
中部地区計		646	(10.8)
近畿地区	福井県	49	(0.8)
	滋賀県	67	(1.1)
	京都府	154	(2.6)
	大阪府	716	(12.0)
	兵庫県	220	(3.7)
	奈良県	23	(0.4)
	和歌山県	32	(0.5)
近畿地区計		1,261	(21.1)
中国地区	鳥取県	31	(0.5)
	島根県	34	(0.6)
	岡山県	110	(1.8)
	広島県	138	(2.3)
	山口県	51	(0.9)
中国地区計		364	(6.1)
四国地区	徳島県	18	(0.3)
	香川県	37	(0.6)
	愛媛県	39	(0.7)
	高知県	18	(0.3)
四国地区計		112	(1.9)
九州地区	福岡県	177	(3.0)
	佐賀県	21	(0.4)
	長崎県	30	(0.5)
	熊本県	37	(0.6)
	大分県	30	(0.5)
	宮崎県	19	(0.3)
	鹿児島県	30	(0.5)
九州地区計		344	(5.8)
沖縄地区	沖縄県	40	(0.7)
全国計		5,984	(100)

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) () 内の数値は全国計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とにならない。